

委 員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案8件について、15日、16日及び23日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第14号 田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、同議案第17号 田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、同議案第18号 田辺市手数料条例の一部改正について、同議案第22号 田辺市辺地総合整備計画の変更について、同議案第23号 田辺市過疎地域自立促進計画の変更について、同議案第38号 平成30年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計予算、同議案第47号 平成30年度田辺市四村川財産区特別会計予算についての以上7件については、全会一致により、同議案第24号 平成30年度田辺市一般会計予算の所管部分については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第24号 平成30年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、市民生活費にかかわって、町内会等活性化事業費補助金の詳細説明を求めたのに対し、「現在、町内会等への加入率が低いことや活動に参加していただけない状況があり、また、高齢化や人口減少により活動や事業を行うに当たって費用負担が厳しいという中で、町内会等に参加していない方が町内会等の活動に参加できるようなイベント等の事業を実施する場合に補助率3分の2、上限10万円を補助するもので、なるべく多くの町内会等に活用いただきたいと考えている」との答弁がありました。さらに委員から、みんなでまちづくり補助金から移行できるかについてただしたのに対し、「みんなでまちづくり補助金とは目的が異なるが、町内会等が実施主体となり、当補助金の目的に合致するものであれば対象となる」との答弁がありました。

次に、防犯カメラ設置補助金の詳細説明を求めたのに対し、「近年、町内会等から防犯カメラ設置の要望がふえてきている。市が全域で設置するには膨大な費用が必要なことや公共施設以外で設置する場合、設置場所の課題があることから、町内会等が自主的に防犯カメラを設置する場合に補助率2分の1、上限20万円を補助するものである。町内会等が主体で設置場所を決め、プライバシーの問題が発生しないよう、個人宅でなく、人通りのある公道を写すものであること、また、町内会において管理運用規程を作成し、自主的に映像データの管理をしていただくことを予定している」との答弁がありました。

次に、行政局費にかかわって、行政局の組織改正として、現在の各行政局総務課にある地籍調査係を廃止し、その業務を本庁に集約すること、また、地籍調査担当職員2名の減員に係る行政局体制について、これまで地籍調査係職員が補佐していた業務

等に対応するため、各行政局に再任用職員 1 名及び臨時職員 1 名を配置する説明がありました。このことを受け、地籍調査係の廃止により、地籍図等の発行や確認作業などこれまでどおり対応できるのかただしたのに対し、「地籍調査業務に係るシステム用端末についても本庁集約とし、本庁とのファックス等によるやり取りとなることからこれまでより時間を要する場合もある」との答弁がありました。これに対し委員から、住民サービスの低下につながらないよう配慮を求める意見がありました。

また、新たに配置される再任用職員及び臨時職員の業務内容と体制の弱体化につながらないかただしたのに対し、「再任用職員と臨時職員の業務は災害対応、選挙期間の繁忙対応や各行政局における諸課題への対応等を想定している。また、災害対応に関し、臨時職員は正職員と同様の勤務とはならない一定の制限はあるが、通常勤務時間内で補佐することはこれまでも行っている。災害時には、本庁管内、行政局管内にかかわらず、必要な地域に必要な職員を柔軟に配置していくことを基本としている」との答弁がありました。さらに委員から、行政局体制に関し、出身地以外の行政局へ配置された職員が、地域を知る機会を業務として設ける全庁的な取り組みについて要望がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成 30 年 3 月 23 日

総務企画委員会

委員長 尾 花 功

委 員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案9件について、13日、14日及び23日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第16号 田辺市観光案内所条例の一部改正について、同議案第19号 市道路線の認定について、同議案第20号 市道路線の変更について、同議案第21号 市道路線の廃止について、同議案第37号 平成30年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算、同議案第45号 平成30年度田辺市駐車場事業特別会計予算、同議案第46号 平成30年度田辺市木材加工事業特別会計予算及び同議案第48号 平成30年度田辺市水道事業会計予算の以上8件については、全会一致により、同議案第24号 平成30年度田辺市一般会計予算の所管部分については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第24号 平成30年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、農業振興費にかかわって、新規就農者育成支援事業の詳細説明を求めたのに対し、「梅、ミカン、野菜、畜産等の篤農家15軒程度に協力していただき、新規就農希望者の技術習得を支援する事業である。また、新規就農の際に、農業次世代人材投資資金の活用により、年間150万円の給付金を最長5年間受給いただくなど新規就農者の経営確立を支援する」との答弁がありました。これに対し委員から、新規就農に係るさまざまな新規事業が計上されているが、就農意欲の喚起と就農の定着のためにさらに尽力されたいとの要望がありました。

次に、林業振興費にかかわって、よみがえりの森づくり事業の実施内容についてただしたのに対し、「尾根筋の広葉樹植栽に対する事業で、平成30年度は10ヘクタール分の植栽に係る予算を計上している。近年は県が実施している企業の森など全面的な広葉樹の植栽が図られており、本事業も積極的に進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、水産振興費にかかわって、新規漁業就業者支援事業の詳細説明を求めたのに対し、「平成25年度から漁業就業体験事業を実施し新規就業者をふやす取り組みを行っているところであるが、さらに実績を上げるため、新規就業希望者に対し住居費として75万円、船舶免許取得費として9万円、その他の支度支援費として2万円程度を支給し、漁業体験から就業につなげていくことを考えている」との答弁がありました。

次に、商工振興費にかかわって、田辺市オフィス施設等整備事業の詳細説明を求めたのに対し、「地域未来投資促進法に基づき県の承認を受けた株式会社秋津

野の地域経済牽引事業計画に係る I T オフィスの整備に対し、県と市が協調して支援する。整備予定施設は秋津野ガルドンの隣接地に 2 階建てで 4 室を予定しており、全国的に I T を活用した農業の事例がふえてきている中で、同様の取り組みができればと考えている。なお、I T 事業者の誘致については、県が中心となって行うが、市も協力し連携しながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、観光費にかかわって、田辺まち歩き促進事業の詳細説明を求めたのに対し、「市内観光の中心スポットである闘雞神社周辺でウォークイベント等を実施する事業で、まち歩きを誘発するため市街地の飲食店等にも協力いただき、観光客へ何らかの特典を付与していただくような取り組みを考えている。また、5 月中旬から 6 月下旬にかけて、まちなかの観光スポットの中で一番よいところを市民に問う「観光スポット総選挙」の実施を予定しており、市民に改めて地域の魅力を感じていただく機会を設けることを考えている」との答弁がありました。これに対し委員から、「観光スポット総選挙」を実施した結果、投票数が少なかった場合には逆に関心を示していただけなくなるおそれがあるので、市民に参加したいと思っていただけるよう検討を重ねながら取り組まれないとの要望がありました。

次に、景観まちづくり刷新事業費にかかわって、田辺駅前商店街外観修景整備事業の進捗状況及び地元合意の状況についてただしたのに対し、「平成 30 年度は歩道舗装工事及びアーケード解体後にシェード整備工事を実施する予定である。事業実施に当たっては、田辺駅前商店街振興組合の組合員、店舗の所有者等を含めた田辺駅前商店街景観まちづくり協議会においておおむね合意をいただいております。詳細なデザイン等については今後協議を進めていく」との答弁がありました。さらに、本事業と並行して空き店舗の解消を進めていく必要性についてただしたのに対し、「本事業は国庫補助事業を活用したハード事業であるが、市が起業や創業に係る事業に取り組む中で田辺駅前商店街の空き店舗の解消に努めているとともに、田辺駅前商店街と田辺商工会議所が中心になり賑わい創出の事業を行う中で、空き店舗を解消する取り組みを行っている」との答弁がありました。

次に、扇ヶ浜公園整備事業費にかかわって、整備予定の新武道館の概要及び武道の近畿大会相当の大会が開催可能かについてただしたのに対し、「メインアリーナの面積は 945 平方メートルで柔道場の競技面として 4 面、サブアリーナの面積は 185 平方メートルで柔道場の競技面として 1 面、観客席は 547 席となる予定である。大きな大会の場合は選手や監督、保護者等も多くなるが、試合が終了するごとに減少していくので、現在の敷地面積や建築面積の中で最大限対応できるよう設計している」との答弁がありました。

次に、議案第 46 号 平成 30 年度田辺市木材加工事業特別会計予算にかかわって、近年、木材加工製品の売上額が増加している理由をただしたのに対し、「売

上額が数年前と比較して1億円程度増加しており、営業担当者による営業努力の結果によるものだと考えている。また、新庄小学校を初め公共施設での利用がふえてきていることも売上額の増加につながっている」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年3月23日

産業建設委員会

委員長 二 葉 昌 彦

委 員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案21件について、13日、14日及び23日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第15号 田辺市学童保育所条例の一部改正について、同議案第27号 田辺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、同議案第30号 田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の制定について、同議案第31号 田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例の一部改正について、同議案第32号 みなべ町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託について、同議案第33号 白浜町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託について、同議案第34号 上富田町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託について、同議案第35号 すさみ町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託について、同議案第39号 平成30年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算、同議案第40号 平成30年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算、同議案第41号 平成30年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算、同議案第42号 平成30年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、同議案第43号 平成30年度田辺市戸別排水処理事業特別会計予算、同議案第44号 平成30年度田辺市診療所事業特別会計予算、同議案第49号 紀南環境衛生施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての以上15件については全会一致により、1定議案第24号 平成30年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第25号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、同議案第26号 平成30年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算、同議案第28号 平成30年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算、同議案第29号 田辺市介護保険条例の一部改正について、同議案第36号 平成30年度田辺市介護保険特別会計予算の以上6件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第24号 平成30年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、戸籍住民基本台帳費の住民票の写し及び印鑑証明書のコンビニ交付事業にかかわって、コンビニ交付サービスを利用する際に必要となるマイナンバーカードの交付率とコンビニ交付サービスの利用見込みについてただしたのに対し、「本市におけるマイナンバーカード交付率は対人口比8.5%で、コンビニ交付サービスの利用について試算では平成31年度で560通程度を見込んでいる」との答弁がありました。これに対し委員から、コンビニ

交付サービスは市民の利便性向上に寄与するものと考えられるが、マイナンバーカードの安全面については不安を感じる市民もいる。マイナンバーカードについて十分に説明を行い、市民の理解を得られるよう努めるとともに、コンビニ交付サービスのさらなる利用促進のためPRに努められたいと要望しました。

次に、南方熊楠顕彰事業費にかかわって、南方熊楠顕彰館常設展示の一新についてただしたのに対し、「南方熊楠顕彰館は、熊楠研究や情報発信に重点をおいた施設であるため、現在の展示は熊楠翁と田辺のまちをパネルで紹介する簡易なものとなっている。今後は、一般の方々にも親しみのある施設とするため、熊楠翁の業績や変形菌など、老若男女を問わず分かりやすい展示に一新したいと考えている」との答弁がありました。

次に、体育施設管理費のうち、田辺スポーツパーク野球場等の市内児童生徒が参加する大会等での利用状況についてただしたのに対し、「地元の大会については、一般の合宿等の予約を受け付ける時期よりも早い段階で希望を聞き調整を行っている。しかしながら、硬式野球ができる野球場が限られている中で、田辺スポーツパーク野球場についてはどうしても硬式野球の合宿や大会での利用が中心となっており、児童生徒の軟式野球は他の施設を中心に利用いただいている状況である。今後、地元の大会の開会式等について、一般の合宿等と日程が重なっても、時間調整等により対応できる場合はできるだけ利用いただけるよう努めたい」との答弁がありました。これに対し委員から、合宿等で他の地域から本市に来訪いただけるのは非常にありがたいことだが、地元の児童生徒が参加するスポーツ大会の開会式など、市民も田辺スポーツパークを利用できるよう対応されたいと要望しました。

以上、委員長報告といたします。

平成 30 年 3 月 23 日

文教厚生委員会

委員長 橘 智 史